第十六条のうち租税特別措置法第五十二条の二第五項の改正規定中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加える。

第十六条中租税特別措置法第五十二条の三の改正規定の次に次のように加える。

第五十三条第二項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、「(第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含む。以下この項において「試験研究費の額」という。)」を削り、「、その」を「、当該」に、「第四十二条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「(第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定を含む。)」を削る。

第十六条中租税特別措置法第五十五条の改正規定の次に次のように加える。

第五十五条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第二項中「連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)」、「当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)」及び「その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額(以下この項において「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額」という。)がある場合には当該連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、」を削り、「(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「(同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」を「が」に、「とする。以下この条」を「。次項及び第四項」に改め、「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「(当該据置期間経過準備金額が連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額に係るものである場合には、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された同項の中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額)」を削り、同条第三項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)」を削り、同項第七号中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)」を削り、「あつた日」の下に「(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日)」を加え、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日の前日(当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日)

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日)のいずれか遅い日

第五十五条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十六条のうち、租税特別措置法第五十六条第六項を同条第五項とする改正規定中「同条第六項」の下に「中「前条第七項」を「前条第六項」に改め、同項」を加え、同条第九項の改正規定中「前条第十一項」を「第五十五条第十一項」に、「前条第十項」を「第五十五条第十項」に改め、同条第十一項の改正規定中「前条第十六項」を「前条第十五項」を「第五十五条第十六項」を「第五十五条第十五項」に改め、同条第十三項の改正規定中「前条第二十項」を「前条第十九項」を「第五十五条第十九項」に改める。

第十六条のうち、租税特別措置法第五十七条の四第九項の改正規定、同法第五十七条の四の二第六項の改正規定、同法第五十七条の五第十一項の改正規定、同法第五十七条の六第七項の改正規定、同法第五十七条の七第九項の改正規定、同法第五十七条の七の二第八項の改正規定及び同法第五十七条の八第九項の改正規定中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第五十七条の九第二項の改正規定中「通算法人の各事業年度終了の日」を「当該適格分割等の直前の時」に、「当該通算法人と」を「通算法人である中小法人と」に、「通算法人を」を「通算法人である中小法人を」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十条第三項の次に五項を加える改正規定のうち、同条第四項第一号中「(以下この項」を「として政令で定める金額(以下この項」に改め、同条第六項第一号中「通算前所得金額(」を削り、「をいう。以下」を「として政令で定める金額(以下」に、「同じ。)として政令で定める金額」を「通算前所得金額」という。)」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十一条第二項の次に五項を加える改正規定のうち同条第三項中「通算前欠損金額(」を「通算前欠損金額として政令で定める金額(」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十一条の二第六項を同条第五項とする改正規定中「同条第六項」の下に「中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項」を加える。

第十六条のうち、租税特別措置法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十二条の三第一項の改正規定、同条第九項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第十六条のうち、租税特別措置法第六十五条の七第四項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第六十五条の八第十四項の改正規定及び同条第十五項の改正規定中「第七号」を「第五号」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の七第十項の改正規定中「第四十二条の十二の三第十項」及び「第四十二条の十二の三第九項」を削る。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の八第十六項の改正規定中「第九項前段」を「第九項」に、「第八項前段」を「第八項」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の九の三第九項の改正規定中「第四十二条の十二の三第十項」及び「第四十二条の十二の三第九項」を削る。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の九の四第十四項の改正規定中「第八項前段」を「第八項」に、「第七項前段」を「第七項」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項を削る改正規定中「第六十六条の十一の二第五項」を「第六十六条の十一の三第五項」に改める。

第十六条中租税特別措置法第六十六条の十三の改正規定の前に次のように加える。

第六十六条の十一の四第一項中「次項第一号及び第三項」を「以下この条」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に、「同項」を「以下この号」に改め、「所得の金額をいう。」の下に「以下この号及び」を、「最初の事業年度」の下に「(通算法人(通算法人であつた法人を含む。以下この号において「通算法人等」という。)の当該最初の事業年度開始の日前に開始する他の通算法人(当該基準事業年度終了の日後のいずれかの時において当該通算法人等との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。)の各事業年度(次に掲げる事業年度を除く。)のうちに欠損控除前所得金額が生ずる事業年度(当該基準事業年度終了の日後に終了するものに限る。以下この号において「所得事業年度」という。)がある場合には、他の通算法人のいずれかの所得事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度開始の日を含む当該通算法人等の事業年度)」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該通算法人等との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた日の前日を含む事業年度(当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。)及び当該有しないこととなつた日以後に開始する事業年度

ロ　当該通算法人等に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日前に開始する事業年度(当該通算法人等が通算法人である場合には、認定事業適応法人に該当しない他の通算法人の事業年度に限る。)